

改正

平成15年3月27日要綱第7号

令和元年6月5日要綱第3号

蕨市認可外保育施設指導監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の5までの規定に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認可外保育施設」とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業を行う施設又は法第39条第1項の保育所であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。）をいう。

(指導監督の対象)

第3条 認可外保育施設に対する指導監督は、当面、施設整備又は施設運営に要する経費について、公的支出が行われていないものを重点対象として行う。

(実施機関)

第4条 認可外保育施設に対する指導監督は、健康福祉部児童福祉課において実施する。

(指導監督の実施)

第5条 認可外保育施設の把握は、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の第1の4により行うものとし、次の各号に掲げる認可外保育施設の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第6条の3第9項、第10項及び第12項に掲げる事業を行う施設又は法第39条第1項の保育所 認可外保育施設設置届（様式第1号）

(2) 法第6条の3第11項に掲げる事業を行う施設 認可外保育施設設置届（居宅訪問型保育事業）（様式第1号の2）

2 認可外保育施設に対する報告徴収は、通知の第2の2により行うものとし、通常の報告徴収については、運営状況について（様式第2号）により行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、この様式によらないで行うことができる。

3 事故等が生じた場合の報告及び長期滞在児がいる場合の報告は、それぞれ事故等報告書（様式第3号）及び長期滞在児報告書（様式第4号）により徴収するものとする。

4 届出事項のうち、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合及び施設を廃止し、又は休止した場合の報告は、それぞれ認可外保育施設事業内容等変更届（様式第5号）及び認可外保育施設（休止・廃止）届出書（様式第6号）により徴収するものとする。

5 認可外保育施設に対する立入調査は、通知の第2の3により行うものとし、立入調査を行う場合は、あらかじめ第2項による文書の提出を求め、これに基づき行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、あらかじめ文書の提出を求めないで行うことができる。

6 前項の規定により立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条に定める証票を携帯しなければならない。

（指導監督結果の措置）

第6条 通知に定める認可外保育施設指導監督基準に照らして改善を求めると認められる認可外保育施設に対しては、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査によって指導すべき事項等が明らかになった場合は、通知の第3の2に基づき、原則として、認可外保育施設の立入調査（報告徴収）結果について（様式第7号）により指導を行い、又は回答を得て確認するものとする。

(2) 前号の指導に応じないもの又は適切な児童の処遇を確保するため、特に必要と認められる場合は、施設改善勧告書（様式第8号）により通知の第3の3(2)①による施設の改善勧告を行うものとする。ただし、適切な児童の処遇を確保するため、改善指導を経ずに改善勧告を行う場合の取扱基準については、別に定めるものとする。

(3) 前号の勧告を行ったときは、勧告後の改善措置状況（様式第9号）により通知の第3の3(2)③による認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査を実施し、改善措置の状況を確認するものとする。

(4) 改善勧告にもかかわらず、改善が行われていない場合には、通知の第3の3(3)により、利用者に対し周知するとともに、必要に応じ、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況

について、公表を行うことができる。この場合において、公表を行う取扱基準については、別に定めるものとする。

(事業の停止又は施設の閉鎖命令)

第7条 事業の停止又は施設の閉鎖命令については、通知の第4により行うものとする。この場合において、事業停止又は施設の閉鎖命令を行う取扱基準については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日要綱第7号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月5日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。